2024年第3回定例会(後半) 質問趣意書と答弁

2024年12月3日提出

[提出者] 日本共産党神奈川県議会議員・井坂 新哉 (横須賀市選出)

(注) 一問一答形式に編集/アンダーラインは質問の中心部分

文責:日本共産党神奈川県議会議員団

【質問項目】

- [1] 県立障害者支援施設の民間移譲の方針を改めることについて
- [2] 強度行動障害のある方への支援について
- [3] 子どもの意見表明の具体的な取り組みについて
- [4] 原子力空母ジョージ・ワシントンの再配備について
 - 1)原子力空母の安全性について
 - 2) 新たに艦載機として配備されるオスプレイについて
- [5] 米軍以外の外国軍の軍人による事件・事故などの対応について
- [6] 神奈川版ライドシェアの実施を中止することについて
- [7] 訪問介護事業所等への県としての支援制度の創設について
- [8] 災害発生時の医師の居住地での活動について



[1] 県立障害者支援施設の民間移譲の方針を改めることについて

県は、県立障害者支援施設について、中井やまゆり園を独立行政法人化、三浦しらとり園と厚木精 華園、さがみ緑風園を民間移譲、津久井、芹が谷、愛名やまゆり園は今後検討するとの方向性を明ら かにしています。

私たちはこれまでも指摘してきましたが、県が支援現場を持つこと、地域の障害者福祉の中核的な 役割を果たすこと、障害のある方への支援の専門的知見を集め普及する役割などの点から、独立行政 法人化や民間移譲をすることなく県直営で行う必要があると述べてきました。

10月31日に開かれた厚生常任委員会では、愛名やまゆり園の虐待問題に対する第三者委員会の中間報告が議論されましたが、その中で、愛名やまゆり園では職員の欠員が恒常化していることから現場の支援者は日々の業務を回すことが精いっぱいであり、個別支援はおろか日常の支援において全く余裕がない状態であり、綱渡りの支援の状況が続いていると報告されています。

県立障害者支援施設は民間施設よりも重度の方が多い点から、指定管理者募集の際、以前県が直営で行っていた際の職員数を確保するために県直営と同程度の支援員の配置を求めています。

民間移譲の方向性が示された三浦しらとり園では、国の報酬による配置基準では常勤換算で50人の人員配置のところを指定管理上は常勤換算で95.25人増やし、合計145.25人としています。その結果、2023年度は指定管理費約5億3200万円で運営しています。

また、厚木精華園では国の報酬による配置基準が常勤換算では、34.5人のところを指定管理上は常勤換算で40人増やし、合計74.5人としています。その結果、2016年度の現指定管理者開始時は指定管理費約1億8853万円で運営しています。

さらに、この他に指定管理者が独自に支援員の配置を上乗せしており、現在の厚木精華園の支援員の人数は、県の積算が常勤65人、非常勤6人の計71人に対して、常勤73人、非常勤10人の計83人と人員配置を厚くする計画としています。

これらの実態を考えると、強度行動障害の方や重度知的障害者等を支援するためには国の報酬による配置基準ではなかなか難しいところがあり、民間の知的障害者支援施設では受け入れを拒否するケースもあるとのことです。

支援員の労働環境という点でも、賃金実態が他の産業よりも大幅に低い状況で支援員のなり手が少ないことなどもあり、民間施設で強度行動障害のある方や重度障害者を受け入れるには、一定程度の限界があると思います。

強度行動障害のある方や重度障害者の支援のためには、県が積極的に支援をすること、または県が直営で施設を運営することが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

<u>そして、県立障害者支援施設の民間移譲の方針を改める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。</u>

また、国の報酬による人員配置の基準では民間施設の運営が厳しいことから、民間施設の支援員の配置を増やすことや労働条件の改善に県として取り組むことが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」では、今後の県立障害者支援施設は、当事者目線の支援を確立するための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換し、施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立するとともに、その支援を実践できる専門人材の育成を進めることとしました。

こうした役割を果たすため、これまでの取組や実績、地域資源が豊富な立地といった特色を生かせる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設は、これまでの取組を継続しながら、柔軟な運営ができる民間法人へ移譲するという方向性で整理しています。

県立施設としての役割を効果的、持続的に果たしていくためには、県直営や指定管理者制度による 運営も可能ですが、予算や人員配置などで、より効果的かつ持続的に役割を果たすことができる地方 独立行政法人による運営が望ましいと考えており、令和8年4月の設立に向けて調整を進めています。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、地域生活への移行を推進するための評価が拡充されたり、障害福祉サービスの報酬に上乗せする「処遇改善等加算」が一本化され、加算率が引き上げられるといった改善が図られてきたものの、障がい福祉現場で働く支援員の待遇は、他業種に比べるとまだ十分とは言えず、より一層の改善が必要と考えています。そこで、国に対して、重度化している障害者に対して適切な処遇やサービスを提供するため、実態を勘案した職員配置基準の見直しや、他の職種の給与水準と比較しながら更なる改善を図ることなどを要望しています。

なお、地域生活移行を促進するための取組や重度障害者を支援するために手厚い職員配置を行う取組について、県単独で補助を行っています。

[2] 強度行動障害のある方への支援について

次に、強度行動障害のある方の支援を確立するための県の役割についてです。

国立障害者リハビリテーションセンターによれば、強度行動障害とは、①自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、②他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことと定義されています。

また、強度行動障害は生まれつきの障害ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる状態としており、適切で専門的な支援を行うことで状態が改善することもあるとのことです。

強度行動障害の支援については、国の総合支援法に基づいて行動障害の程度を判定し、報酬加算が行われています。しかし、本当に適切で専門的な支援を必要としているのかどうかを判断することが難しく、全体を把握することが難しいとのことです。まずは県として強度行動障害のある方が県内でどれだけいるのかを把握し、適切な支援につなげていくことが必要と考えます。

私は先日、厚生常任委員会の視察で国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に行き、強度行動障害 のある方の支援について話を聞きました。 のぞみの園では約20年前から自閉症の方や著しい行動障害のある方へ専門的に支援する部署を つくり、支援を提供するほか調査研究に取り組んでいます。

この寮では入所期限を2年間の限定とし、個人のアセスメントをする中で支援方法を確立し、地域の支援施設で生活ができるようにするとのことでした。とりわけ、この施設に来る方の多くが、民間施設で受け入れ拒否をされた方や精神病院で身体拘束などをされていた方などが多いとのことでした。現在、厚生労働省も強度行動障害のある方への支援に関して研修会を開いて支援者の育成に取り組んでいるほか、民間施設でも取り組みが始まっているところもあるようですが、なかなか広がっているとは言えない状況で、著しい行動障害のある方の入所を拒否するケースも多いとのことです。

<u>私たちは、強度行動障害のある方を責任をもって支援し、地域生活に向けて取り組むことは公的機関の重要な役割だと思います。</u>

<u>まず、県として県内の強度行動障害のある方を把握し、適切な支援が受けられるように支援の強化</u>を図る必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、県として民間の知的障害者施設で受け入れを拒否された方や精神病院に入院を余儀なくされている方の支援を確立するための体制を取り、実践するとともに、支援を実践する専門的知見を持った人材を育成し民間事業者にも広げていくことが重要と思いますが、知事の見解を伺います。

<u>そして、県民は他県の施設にお願いすることなく、県内で生活できるように責任をもってサービス</u> 提供体制を拡充することが重要と思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

強度行動障害の方に対する支援は、障害特性を踏まえて適切なアセスメントを行い、環境要因を調整していくことが必要で、特定の事業所や、特定の支援者だけで支えるには限界がることから、地域の中で複数の事業所や、関係機関が連携して支援を強化していくことが重要と考えています。

強度行動障害の方は、障害支援区分の認定調査を通じて、基本的に市町村が把握していますが、障害の特性や程度によって入所施設等の利用ができないといった、課題があると考えています。

そこで県では、今後行う、入所待機者の実態把握の中で、強度行動障害の方の把握を進め、その結果に基づいて対応策を検討していきます。

また、国では、障害者支援施設等、支援の現場で中心となる人材として「中核的人材」の養成を、 今年度から始めています。あわせて、来年度からは、強度行動障害の方を地域全体で支えるための体 制づくりを担う「広域的支援人材」の養成を始める予定です。

強度行動障害の方に対しては、一人ひとりの障害特性を理解し、その方に合った適切な支援を行うことにより、行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができます。

そこで県は、政令市や中核市とも調整しながら、計画的に国の研修に受講者を派遣して専門的な知 見を持った人材を育成し、民間事業者への配置を広げていきます。

こうした人材を、県立施設を含め、県内にバランス良く配置するとともに、強度行動障害の方の支援に関する研修の講師のほか、利用者支援に困っている事業所や施設に対するコンサルテーションにも携わっていただき、強度行動障害の方が県内で安心して暮らせるよう、サービス提供体制の拡充を図ってまいります。

[3] 子どもの意見表明の具体的な取り組みについて

今議会に提案されている「神奈川県こども目線の施策推進条例」は、これまでの「神奈川県子ども・ 子育て支援推進条例」を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

この条例案には、私たちがこれまで繰り返し求めてきた子どもの権利条約を具体化する条例制定につながるものとして、とても意義のある条例と考えています。今後、知事部局をはじめ教育委員会など、県の関係部局がこの条例の理念を踏まえ、具体的な施策を実践していくことが重要になると思います。そういった観点から、今回は学校現場における子どもの意見表明権に係る取り組みについて伺います。

この条例には子どもの意見表明や社会参画の機会の確保、意見の反映及び結果の伝達について、第 2章(基本的施策)の最初である第9条に位置付けています。

教育現場は日々子どもたちが生活し学習する場であるとともに、いろいろな活動に参加し社会経験を積む場でもあり、ここでの意見表明の機会を確保することやその意見を反映させることは非常に重要です。

私たちはこれまでも校則の問題などを取り上げながら、日常生活の中で児童生徒の意見を反映することを求めてきました。

現在、小・中学校では児童会や生徒会などの活動が進められ、児童生徒の意見を反映するように努めていると思いますが、今後この条例制定を機会に改めて県としても意見表明の機会を広げるとともに、その意見を反映するように努める必要があります。

そこで、県教育委員会として子どもの意見表明の機会を広げ、その意見を校則を含めた日常生活に 反映させることについて、市町村教育委員会をはじめ各義務教育学校に助言するとともに、この条例 を周知する必要があると思いますが、教育長の見解を伺います。

また、県立高校においても子どもの意見表明の機会確保と意見の反映、そして結果の伝達についてさらに進めるための取り組みが必要と思いますが、教育長の見解を伺います。

[花田教育長答弁]

市町村教育委員会に対する取組について、公立小・中学校では、子どもたちが仲間とともに、よりよい学校の在り方や学級でのルールづくりを考えるなど、学校生活を自分事として捉え、考える取組を行っています。県教育委員会では、「神奈川県こども目線の施策推進条例」の趣旨も踏まえ、各市町村教育委員会を通じて公立小・中学校に対して、子どもの目線に立ってよりよい教育活動が行われるよう、更に促していきます。

県立高校における取組について、県立高校では、例えば生徒会とともに校則について話し合い、生 徒の意見を反映して見直しを行うなど生徒主体の活動を進めていますので、県教育委員会として、条 例の趣旨も踏まえ、引き続きそうした取組を促してまいります。

さらに、この条例は県条例ですので、県内の私立の学校にも、この意見表明権の機会確保等について取り組んでもらうことが重要と考えます。今後私立学校に対してこの条例を普及し、取り組みを促していく必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

「神奈川県こども目線の施策推進条例」では、全てのこどもが意見を表明することができ、その意見が適切に考慮されること等を基本理念に掲げ、教育機関をはじめとするこども・子育て支援機関等は、この基本理念にのっとり、こども及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとしています。

県では、今後、条例について広く県民、事業者、子育て支援機関等に対し普及啓発を進める中で、 私立学校に対してこどもの意見表明機会の確保を含めて、周知を図り、こども目線の施策に社会全体 で取り組んでいく機運を醸成していきます。

[4] 原子力空母ジョージ・ワシントンの再配備について

1)原子力空母の安全性について

11月22日に原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀港に再配備されました。長期の改修では原子炉の燃料棒の交換をはじめ、ネットワークシステムやレーダーの近代化、対魚雷防御SSTDの装備といった防御システムの機能が高まったほか、艦載機として最新鋭戦闘機のF35Cが14機、オスプレイが4機配備されるとのことです。この再配備により横須賀に駐留する米海軍の機能が強化されるとともに、他国への攻撃能力が高まることとなります。

私たちは、そもそも原子力空母の配備の撤回を求めていますが、現実に配備されている以上、最低

限県民の安全確保のために県知事として日本政府や米軍にしっかりと意見を述べていく必要があると 思っています。

そういった観点から、まず、これまでも取り上げてきた原子力空母の安全性について、改めて日本 政府と米軍にもっと情報を公開するよう求めるとともに、最悪の事故を想定した対策を計画するよう 求めるべきと思います。

これまで米軍が示してきた安全性を証明するファクトシートには、原子炉を含め原子力空母の機能の詳細が明らかにされていないだけでなく、万が一の事故の際にどのような対応がされるのかなどの詳細も示されていません。これでは安全性の証明とはなりません。さらに、米軍は事故が起こっても基地の外に放射能が出ることはないとしていますが、なぜ放射能が基地の外に出ないかの説明は全くありません。そのため、原子力空母は福島第一原発の1号機と同規模の原子炉を積んでいるにもかかわらず、住民の避難等は半径1kmが避難、半径3kmは屋内退避となっており、避難の対象範囲があまりにも小さい状況で、住民の避難計画すらありません。

日本の原発では事故の際に半径5kmと半径30kmの範囲で住民の避難計画を策定することが義務づけられていることを考慮すれば、あまりにも不十分な災害対策計画となっています。

再配備に際して、改めて原子力空母の安全性の詳細について説明を求めるとともに、最悪の事態を 想定した事故対策と住民の避難計画を策定することを国に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺 います。また、少なくともそれらの計画や対策が示されないのであれば、原子力空母の配備をやめる よう国と米軍に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

原子力空母ロナルド・レーガンから原子力空母ジョージ・ワシントンへの交替にあたっては、推進機関の変更はないこと、従来ファクトシート等の諸文書を通じて米側が表明してきた安全性に関するコミットメントが今般の空母交替によっても堅持されること等について、国から説明を受けています。原子力艦の事故対策や住民の避難については、国は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」において、災害発生時に屋内退避や避難を実施する「応急対応範囲」や、緊急時モニタリングの実施とモニタリング結果に応じ、国の指導・助言の下で屋内退避や避難等を行う考え方や手順を示しています。

また、県は毎年度実施している「国の施策・制度・予算に関する提案」において、原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じることや、国の主導の下に実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ることなどを要望しているところです。

今後とも原子力空母に関しては、適時適切な情報提供、国による放射能調査等を通じた安全航行体制の確保、必要な訓練等の防災対策の確実な実施等を国に求めてまいります。

2) 新たに艦載機として配備されるオスプレイについて

次に、新たに艦載機として配備されるオスプレイについてです。

ご存じの通りオスプレイは近年事故が多発し、昨年11月には屋久島沖でアメリカ空軍のCV-22Bオスプレイが墜落し、乗組員8人全員が死亡。今年10月27日にも沖縄県の与那国島で、陸上自衛隊のオスプレイが離陸時にバランスを崩して地面に接触する事故を起こしています。

そもそも事故原因となった構造上の問題は解決されておらず、アメリカの国会議員からも飛行を禁止するよう求められている状況です。このように、危険性が回避されていない中で原子力空母に配備されれば、米海軍横須賀基地や厚木基地に頻繁に飛来することで住民への危険性が増すことになります。

オスプレイが頻繁に飛来することについて、少なくとも知事として、構造上の問題が解決され安全性が確立されるまでは飛行を中止するよう国と米軍に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

新たに艦載機として配備されるオスプレイに関しては、原子力空母の交替に伴い、空母艦載機がC

-2輸送機からCMV-22オスプレイに機種更新されたことは承知しています。

オスプレイについては、昨年11月に鹿児島県屋久島沖で墜落事故が発生するなど、基地周辺住民 の方々の不安は払しょくされていないことから、オスプレイの安全性に関する情報を適時適切に提供 するよう、引き続き国に求めてまいります。

また、オスプレイを含む航空機において、安全性は最優先の課題であり、日米両国政府が責任をもって万全の安全対策が取られるよう、関係自治体と連携して取り組んでまいります。

[5] 米軍以外の外国軍の軍人による事件・事故などの対応について

2015年の安保関連法の成立以後、米軍以外の国の軍艦などの寄港や自衛隊との合同の訓練が増えています。

本年10月9日に日本共産党県議団が、党県委員会や他の団体と一緒に日米共同統合演習(キーン・ソード25)の訓練中止と安保関連法の撤回を防衛省に申し入れた際、近年米軍以外の国の軍隊の寄港や訓練が増えていることについて、防衛省に情報の開示を求めました。

その後防衛省が提出した資料によると、米軍以外の国の軍隊が神奈川県内の自衛隊基地を使用したのは、安保関連法の成立後の2016年以降で15カ国に上ること、基地を使った共同訓練が計28回行われていることが分かりました。国別でみると、オーストラリアの10回が最多で、次いでインド8回、カナダ6回、韓国5回、シンガポールとドイツ、イタリアが3回、イギリスとオランダ、インドネシア、フランスが2回などとなっています。

使用されているのは、海上自衛隊横須賀基地(横須賀市)と厚木基地(綾瀬市、大和市)。訓練区域は、関東近海だけでなく東シナ海や沖縄・九州周辺など広範囲に及んでいます。

防衛省は外国の軍隊が日本国内の訓練に参加する根拠について、「国内法上、憲法73条2号において内閣の事務として明記されている外交関係の処理として行われる」としていますが、軍事活動を「外交」というのはあまりにも憲法をないがしろにした解釈としか言いようがありません。

今回、10月23日から行われた日米共同統合演習には、米軍の他、オーストラリア軍とカナダ軍も参加し、厚木基地を使用した哨戒訓練を行っています。日米共同統合演習では初めてのことです。これはまさに米国の「対中国」戦略に沿って自衛隊施設を多国籍軍の活動拠点とすることに道を開くもので、自衛隊が日本の防衛とは関係のない他国の戦争に参加しようとしている証といえます。

憲法に照らすならば、他国の軍隊が自衛隊の施設を使うことなど想定もされていないし、そもそも 憲法は、武力を持たない、武力の行使を禁じている以上、具体的な法律もなしに内閣の事務として処 理すること自体が不当だと言わざるを得ません。

神奈川県内の基地を使用した外国軍のうち、一定の法的根拠となる「円滑化協定」を締結しているのはイギリス、オーストラリアだけです。

米軍以外の国の軍人等が事件・事故を起こした場合の刑事裁判権や訓練資材の搬入に伴う税関手続きなどについて、防衛省は「個別の取り決めで対処している」としていますが、詳細は明らかにされていません。

これらのことついて、横須賀市で基地問題に取り組む呉東正彦弁護士は、「そもそも憲法に違反しているのに、憲法を根拠とするのは詭弁(きべん)であり、法的根拠はない。刑事裁判権は国民の権利に関わる問題であり、個別に取り決めるのではなく国会議決が必要であり、少なくとも取り決め内容を公表すべきだ」としんぶん赤旗の取材に答えています。

このような状況をそのままにしておくことは、法治国家とは言えません。米軍以外の国の軍隊が寄港もしくは使用しているのは神奈川県の自衛隊施設です。

本来はこのような自衛隊施設の使用はやめるよう求めるべきと思いますが、最低限、県として米軍 以外の国の軍人等の扱いについてどのように取り決めがされているのか、また、万が一の事故や事件 があった際にどのような対応がされるのかについて国に確認する必要があると思いますが、知事の見 解を伺います。

[黒岩知事答弁]

米軍以外の外国軍による自衛隊施設の使用については、国が直接対応すべきものです。

よって、米軍以外の外国軍による自衛隊施設の使用に伴う米軍以外の外国軍の軍人の扱いに関する取り決めや、事件・事故発生時の対応についても、国の責任において直接国民に説明すべきものであるため、県として確認を行う考えはありません。

[6] 神奈川版ライドシェアの実施を中止することについて

県は4月から三浦市で神奈川版ライドシェアの実証実験を始め、12月16日で終了を迎えます。 実施から11月10日までの結果については、11月22日の県の検討会議の資料によると、契約 したドライバーは現在14名、稼働台数は延べ458台で1日平均2.2台、利用実績の総数は76 7回で1日平均3.7回、事故・トラブル0件とのことです。また、利用実績のうち土曜日の利用が272回、金曜日の利用が199回で61.4%となっています。1回の乗車料金の平均は3500円で、ドライバーの1回の収入はその内の約半分である1700円程度になり、1回のシフトでは約3000円の収入となるとのことです。

このような状況から、今後の実施について県と三浦市は実証実験と同じ方式で事業を行うこととし、 三浦市が実施主体となって委託費を支払うとともに1回のシフトで400円の手当を支払うこととしています。

しかし、そもそもタクシー運転手の労働組合などからは輸送の安全にかかる責任とコストを軽視していることが指摘されるなど、導入に反対が示されています。安全性の問題でいえば、タクシーには、過労運転防止のため運転者の拘束時間や休息期間(勤務と勤務の間隔)が規制されているほか、兼業やアルバイトも禁止され、軽自動車の運行も認められていません。また、賃金や労働条件についても、現在のタクシー運転手の賃金が低い中でさらに賃金と労働条件の悪化につながるようなものと指摘もされています。

今回の実証実験でも明らかなように、ライドシェアのドライバーには最低賃金も保障されず、低い報酬となっています。この状況を考えれば、極めて低い報酬で働く労働者を公共が率先して進めるような取り組みを行うことはやめるべきと思います。

県としてライドシェアの導入をやめ、地域の公共交通を守る観点からの支援策を講じる必要がある と思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

神奈川版ライドシェアは、県内でタクシー不足が顕在化する中、市町村やタクシー会社と連携し、 一般ドライバーを活用してその解決を図ろうとするものです。

本年4月からの三浦市を実施主体とする実証実験では、800回を超える利用がある中、事故やトラブルもなく、アプリによる配車のマッチング率も約20ポイント向上し、タクシー不足問題の改善に有効な手段であると評価しており、ドライバーの方々も空いている時間で地域に貢献したいといった方がほとんどです。

こうした実施状況を踏まえ、11月28日に開催されたタクシー会社や労働団体等で構成される「三浦市地域公共交通会議」において、三浦市を実施主体とする本格実施へ移行することの合意が図られ、市は、市議会での審議を経て、12月17日から令和7年3月末まで本格実施に向けて試行していくこととしました。

神奈川版ライドシェアはタクシー不足が生じている地域の移動の足を確保するための取組であり、 県は12月17日以降も、利用促進に係る周知・広報など、三浦市の取組に積極的に協力していきます。

また、地域の公共交通の維持確保のため他の市町村から実施したいという意向が示されれば、実証 実験で得られたノウハウやデータを活用して、市町村やタクシー会社とともに導入に向けた検討を進 めていきます。

[7] 訪問介護事業所等への県としての支援制度の創設について

本年4月から介護報酬が改定され、訪問介護事業における報酬が減額されましたが、この半年で大きな波紋が広がっています。

7月4日の東京商工リサーチの発表では、2024年上半期($1\sim6$ 月)の「介護事業者」の倒産は81件(前年同期比50.0%増)。介護保険法が施行された2000年以降、最多件数を更新しました。これまでの最多は、コロナ禍の2020年の58件だったとのことです。

業種別では、「訪問介護」が40件(同42.8%増)、デイサービスなど「通所・短期入所」25件(同38.8%増)、「有料老人ホーム」9件(同125.0%増)で、主要3業種そろって上半期での最多を更新しています。これらの要因としては、介護報酬の改定や人手不足、物価高の影響が大きいとされていますが、特に地域に根差した小規模の訪問介護事業所からは、もうやっていけないとの声が届いています。

このような中、東京都世田谷区は9月、区内にある高齢者・障害者施設への緊急安定経営事業者支援給付金の支給を決め、11月から給付金の申請の受け付けを始めています。

給付の対象となるのは、区内に262ある訪問介護等事業所のほか、居宅系サービス事業所、通所・ 入所系の高齢者施設、障害者施設などです。このうち訪問介護事業所には1事業所あたり88万円が 支給されます。

区の担当者は、訪問介護の基本報酬の引き下げを受け、苦境にあえぐ事業者が区内でも増えているという実態を踏まえ「事業者に給付金という形で支給することにした」と説明しているとのことです。

このように、自治体として地域の介護事業を守る手立てをとることが今重要ではないでしょうか。 まずは、国に対して訪問介護事業の苦しい状況を示しながら、訪問介護事業の報酬を早急に引き上 げるよう求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。また、県として地域の介護事業を守るた めに世田谷区で行っているような支援を県全体で実施できるように、早急に県として支援制度を検討 するべきと思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

県は、今後ますます増加する介護二一ズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与 水準を踏まえた更なる改善を図るほか、2024年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪 問サービス事業者の人材確保、人材資質向上、定着支援に向けた支援方策を検討するよう国に要望し ています。

支援制度の検討について、訪問介護を含む介護サービス事業所は国が定める介護報酬等を基本として運営しており、訪問サービスの基本報酬の引き下げは本県に限らず全国共通の課題であるため、県独自に支援することは考えていませんが、訪問サービスを利用する方に影響が生じないよう引き続き国に要望してまいります。

[8] 災害発生時の医師の居住地での活動について

災害発生時、緊急的な対応が必要となるため、県は国の防災基本計画に基づき地域防災計画を策定し、様々な団体と協定を結ぶなどの対応を図っています。

災害時の医療救護活動では、災害拠点病院を定め、救急患者の受入れを行うほか、県医師会や県病院協会など医療関連団体と協定を結び、災害時の医療体制を作っています。災害発生時の初動では、 災害派遣医療チームDMATが派遣されるほか、県の協定に基づき医療救護班が医師会によって編成されるなどとなっています。

このような救護体制を取ることになるとはいえ、一般病院や救護所、避難所での医療活動も必要となり、それらは地域の診療所などに勤務する医師が担うことになります。しかし、地域の病院や診療所などに勤務する医師については、勤務地と居住地に距離がある場合もあり、勤務時間外で災害が発

生した場合などは勤務している医療機関よりも居住地で活動する方が合理的な場合もあるのではないでしょうか。

医師の居住地での活動を行うには各市町村との連携が必要であり、事前に地域にどのような医師がいるのか、災害時の医療活動に従事できるかなどを把握し、各市町村で登録などを行うことも必要と思います。

まずは、災害時に医師が居住している地域での活動が可能かどうかなどについて、市町村、県医師会、郡市医師会などと連携し検討を行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

[黒岩知事答弁]

県内で大規模災害が発生した場合、発生直後の急性期には災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に加え、被災地域の診療所等に勤務する医師も、郡市医師会と市町村との事前の協定等に基づき、所定の救護所等において医療救護活動を行うこととなっています。

この際、医療関係者からは「より適切な医療を提供するために、平時からその地域に勤務し、医療体制に精通している医師が活動する方が望ましい」という意見を多くいただいており、被災地域から離れて居住する医師も、居住地ではなく、勤務地に参集して活動することとしています。

今後も災害時のよりよい医療提供体制の構築に向けて、県医師会等の関係団体とも連携し、引き続き検討を進めてまいります。